所管課 環境共生部環境衛生課 まちづくりの目標(章) 施策分野(節) 第1章 01 循環型社会を構築する 05 循環型社会 മ 環境調和都市 事業: ごみ収集・処理事業 0224 番点 廃棄物の発生の抑制と再利用を促進することにより、ごみの減量化を図るとともに廃棄物を適正に処理し、生活環境の 保全に努める。 的 ごみの分別収集により資源化を図る。 目 標 妥当性 総コスト (千円) 807.651 Α 事業費(決算額)(千円) 772,748 事業費 772.748 В 効率性 Α 518.929 -般財源 費 財 人件費 34.903 有効性 R 0 源 国府支出金 市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、、一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理に関する計画を定めこれに基づいた事業を実施している。 報 公債費 0 財 0 地方債 源 訳 価 一人あたり(円) 7,155 評 玾 価 その他特定財源 253.819 世帯あたり(円) 17.127 由 市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、同法の目的である生活環境の保全と 根 施策に対する 公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることとされており、これに基づいた事業を実施している。 献 事業貢献度 度 廃棄物の発生の抑制と再利用を促進することにより、ごみの減量化を図るとともに廃棄物を適正に処理し、生活環境の 後 保全に努める。 の 方向 14 事業 優先順位 細事業:家庭系ごみ収集事業 ール制や分別収集を実施することにより廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、適正かつ迅速に収集運

02 目 搬し、市民の衛生的な生活を確保する。 的 *。*。 『みシール制や分別収集を実施することにより廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、適正かつ迅速に収集運 搬し、市民の衛生的な生活を確保する。 ごみ出し困難者への訪問収集を実施する。 目 標 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2 根拠 法令 事業 実施主体 事業開始 委託 昭和47年度以前 平成24年度 比 較 平成24年度 比 較 541,733 事業費(決算額)(千円) 総コスト (千円) 523.447 ス 事業費 523,447 -般財源 423,293 18,286 人件費 訳 O 報 国府支出金 費 財 0 公債費 0 源地方債 従 (円) 4,799 一人あたり 財 事 ごみ処理手数料 100,154 源 訳 世帯あたり (円) 11,488 職 0 職員数 1.75 参 数 考 再任用職員数 (人) 2.00 ごみシール制や分別収集を実施することにより廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、適正かつ迅速に収集運 搬し、市民の衛生的な生活を確保する。 の方向 性 評 対象者 全市民(約113千人、約47, 200世帯)が対象。 妥当性 効率性 有効性 Α Α 価

事業:ごみ収集・処理事業

ごみ収集事業

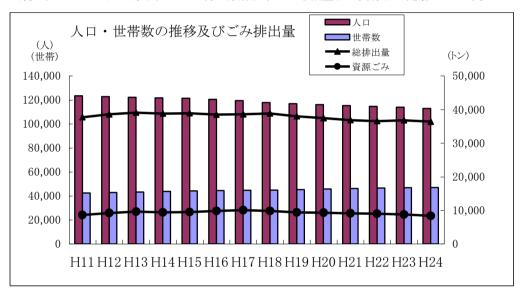
廃棄物の発生の抑制と再利用を促進することにより、ごみの減量化を図るとともに廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全に努めた。

細事業:家庭系ごみ収集事業

家庭系ごみ収集事業

家庭系ごみは、ごみシール制のもとでごみの発生抑制や減量に努めた。また、資源の有効利用を図り循環型社会の構築を推進するため、ペットボトルやプラスチック製容器包装ごみの分別収集を実施した。

平成24年度におけるごみの総排出量(約36,393t)に占める資源ごみ(資源集団回収を含む)の割合は、約23%(約8,385t)であり、シール制と分別収集による減量化・資源化が定着している。



家庭ごみふれあい収集

高齢又は障がい等の理由により家庭ごみの排出が困難な世帯に対して戸別に収集し、ごみ出しを支援した。 (平成25年3月31日現在 利用者数)

要件地区	要介護	身体障がい	知的障がい	精神障がい	複合要件
天野	7				1
天見		1			
小山田	1				
加賀田	2	1			2
石仏	2				1
<u>石仏</u> 楠	4				4
高向					1
千代田	8	1			3
長野	8	1			5
南花台東	1				
南花台西	4				
美加の台	3				
三日市	7	-			1
小計	47	4			18
総計					69